土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領

平成２６年３月１０日用地第５７６号　県土整備部長通知

最終改正　平成３０年３月１９日

　（趣旨）

第１条　埼玉県県土整備部及び都市整備部の公共用地の取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）に対する土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するために行う、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）に係る土壌汚染に関する土地利用履歴等調査の実施については、この要領の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有害物質

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）第２条第１項に規定するダイオキシン類、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和４５年法律第１３９号）第２条第３項に規定する特定有害物質、埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第７６条に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

二　土壌汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう｡

三　土壌汚染のおそれがある土地

土壌が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

四　土壌が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、水質汚濁防止法(昭和４５年法律第１３８号)第２条第８項に規定する有害物質使用特定施設及び第５条第３項に規定する有害物質貯蔵指定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項に規定する特定施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条に規定する一般廃棄物処理施設及び同第１５条に規定する産業廃棄物処理施設、埼玉県生活環境保全条例第７７条に規定する特定有害物質取扱事業所その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

イ　有害物質を取扱う工場

ロ　ガソリンスタンド

ハ　産業廃棄物処理施設

五　土壌汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壌汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

　（土地利用履歴等調査の実施）

第３条　対象地等について実施する土壌汚染に関する土地利用履歴等調査については、第４条に掲げる第一段階調査と第６条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

　（第一段階調査）

第４条　第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法令関係資料の調査（その１）

第２条第１号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第１５条に基づき知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。なお、第６条第１項第３号に定める調査の全部または一部を同時に行うことが合理的である場合は、その調査をあわせて行うものとする。

イ　特定施設等の該当の有無

ロ　法第６条に規定する要措置区域又は法第１１条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ハ　ダイオキシン類対策特別措置法第２９条に規定するダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の有無

ニ　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第３条に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の有無

ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条に規定する一般廃棄物処理施設及び同第１５条に規定する産業廃棄物処理施設並びに同第１５条の１７に規定する指定区域の有無

ヘ　埼玉県生活環境保全条例第７７条に規定する特定有害物質取扱事業所の有無

ト　その他必要と認められる事項

二　登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

三　現況利用調査

土地の現況や土壌が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

四　土地所有者等への聞き取り調査

土地所有者等に対して、有害物質使用、有害物質を含有する残土等により造成及び有害物質の投棄又は埋め立ての有無などの聞き取り調査を行うこと。

２　前項第２号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和４０年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。

　（第一段階調査の結果）

第５条　第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一　対象地等が土壌汚染のある土地であるとき。

二　次の場合のように、対象地等が、過去に土壌が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。

イ　山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。

ロ　昭和４０年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

　（第二段階調査）

第６条　第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。ただし、第一段階調査の結果、土壌汚染のおそれがあると認められるときは、第１号及び第２号の調査を実施しない。

一　住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

二　地形図等調査

前号の調査の結果、土壌汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

三　法令関係資料の調査（その２）

イ　法第４条又は法第５条に規定する調査命令の発出及び調査実施の有無

ロ　法第７条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の内容とその実施の有無

ハ　埼玉県生活環境保全条例第７９条に規定する汚染、命令、完了の有無及びその内容、同第８０条に規定する報告、該当、完了の有無及びその内容

２　前項第１号及び第２号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和４０年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。

　（調査報告書）

第７条　土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第１及び様式第２による土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壌汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。

２　様式第１及び様式第２の調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域（画地）ごとに記載することができるものとする。

　（任意調査の要否の判定）

第８条　県土整備部及び都市整備部の地域機関の長は、第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壌汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するものとする。

　（準用）

第９条　県土整備部及び都市整備部の地域機関の長は、第３条の規定による調査の実施に合わせて、廃棄物埋設の有無についても調査するものとし、この場合の調査は次の各号の調査を準用する。

一　第一段階調査　第４条第二号から第四号までの調査

二　第二段階調査　前号による調査の結果、廃棄物埋設が明らかにならなかった場合には、第６条第一号及び第二号の調査

２　前項に基づく調査の結果報告書及び任意調査の要否の判定については、第７条及び第８条を準用する。

附　則

　　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１（第一段階調査）

土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書（１）

調査日：平成　　年　　月　　日　 調査者：

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の所在  （筆・区域） |  |
| 土地所有者  住所・氏名又は名称 |  |
| 土地の占有者・管理者  住所・氏名又は名称 |  |
| １）法令関係調査①  （ＷＥＢ確認） | 土壌汚染対策法の区域指定等　　□無　　□有  □区域の指定（法第　　条　　　　　　　　　　　　　　）  □措置の指示又は命令（法第　　条　　　　　　　　　　）  ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域の指定  □無　　□有  農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の地域指定  □無　　□有（□カドミウム　□銅　□砒素） |
| ２）法令関係調査②  環境部からの  提供資料確認 | 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設　　　□無　　□有  ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設　　□無　　□有  廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設  □無　　□有( )  埼玉県生活環境保全条例の特定化学物質等取扱事業者の事業所  　　□無　　□有( ) |
| ３）登記履歴調査 | □土地登記（ｓ　年 地番　　　所有者　　　　　地目　　 ）  （ｓ　年 地番　　　所有者　　　　　地目　　）  □建物登記（ｓ　年 地番　　　所有者　　　　　種類　　）  （ｓ 年 地番　　　所有者　　　　　種類　　 ）  □法人登記（ｓ　年 法人名　　　　　　　　 業種　　　　） |
| ４）現況利用調査 | 土地の現況　　□登記と同じ 　□登記(一部を含む)と異なる  （現況地目：　　　　　　　　　　）  利用状況　　□特定施設等　□産業廃棄物処理施設等  その他土壌調査が必要となる可能性が高い施設　□無  □有　　工場（メッキ,脱脂,金属,印刷, 塗装,化成,薬品, レンズ,その他（　　　　　）  該当に○　 試験研究機関,ガソリンスタンド,クリーニング店,自動車解体,その地（　　）  要領参考７の状況　　□無  □有（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５）聞き取り調査 | 盛土(埋立)状況　　　□無　　□有（　　　　　年頃）  （ごみや有害物質が含まれている　□無　□不明　□有）  過去の土地利用(現況と異なる利用)　□無　□有（　　　　　　　）  有害物質の使用　　　□無　　□有（有害物質名：　　　　　　） |

様式第２（第二段階調査）

土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書（２）

調査日：平成　　年　　月　　日　 調査者：

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の所在  （筆・区域） |  |
| １）住宅地図等調査  第一段階調査の結果が「土壌汚染の疑いが不明」の場合 | □住宅地図 （ｓ　年 利用状況等　　　　　　　　　　　　）  （ｓ　年 利用状況等　　　　 　　　　　　　）  □航空写真 （ｓ　年 利用状況等　　　　　　　　　　　　）  （ｓ　年 利用状況等　　　　　　　　　　　）  調査結果  土地利用の変更　　□無（３）へ）　　□有 |
| ２）地形図等調査  １）の調査結果、なお「土壌汚染の疑いが不明」の場合 | 調査図名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  調査結果  土地の傾斜の有無等（□無　□有 方向： 　角度：　 　）  造成の有無（□無 □有（　　　　　　　　　　　　　 ））  造成の規模（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  造成の工法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  施工の年代（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  その他 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３）法令関係調査③  （照会結果） | 土壌調査の実施 　　□有　　□調査中　　□無  土壌調査の根拠　　□土対法　　□条例　　□任意（自主）  履歴調査の有無　　□有　　□無  調査対象物質　　　□すべて調査済  □未(一部)調査（未調査物質：　　　　）  土壌汚染の有無　　□有　　□無  　　自然由来の有無　□有　　□無  　　汚染の除去等の措置　　□済　　□未済　　□途中  措置の内容　　□除去　□入換え　□封じ込め　□盛土  その他（留意点等）の有無　　□有　　□無  　有の内容 |

参考１

特定施設一覧表

（水質汚濁防止法第２条第２項関係）※このうち特定有害物質（参考２）を製造、使用、処理する施設が有害物質使用特定施設となる。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 鉱業又は水洗炭業 |
| １の２ | 畜産農業又はサービス製造業 |
| ２ | 畜産食料品製造業 |
| ３ | 水産食料品製造業 |
| ４ | 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 |
| ５ | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 |
| ６ | 小麦粉製造業 |
| ７ | 砂糖製造業 |
| ８ | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 |
| ９ | 米菓製造業又はこうじ製造業 |
| １０ | 飲料製造業 |
| １１ | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業 |
| １２ | 動植物油脂製造業 |
| １３ | イースト製造業 |
| １４ | でん粉又は加工でん粉の製造業 |
| １５ | ブドウ糖又は水あめの製造業 |
| １６ | めん類製造業 |
| １７ | 豆腐又は煮豆の製造業 |
| １８ | インスタントコーヒー製造業 |
| １８の２ | 冷凍調理食品製造業 |
| １８の３ | たばこ製造業 |
| １９ | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 |
| ２０ | 洗毛業 |
| ２１ | 化学繊維製造業 |
| ２１の２ | 一般製材業又は木材チップ製造業 |
| ２１の３ | 合板製造業 |
| ２１の４ | パーティクルボード製造業 |
| ２２ | 木材薬品処理業 |
| ２３ | パルプ、紙又は紙加工品の製造業 |
| ２３の２ | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業 |
| ２４ | 化学肥料製造業 |
| ２５ | 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業 |
| ２６ | 無機顔料製造業 |
| ２７ | 前２号に掲げる事業以外の無機化学製品製造業 |
| ２８ | カーバイト法アセチレン誘導品製造業 |
| ２９ | コールタール製品製造業 |
| ３０ | 発酵工業（第５号、第１０号及び第１３号に掲げる事業を除く。） |
| ３１ | メタン誘導品製造業 |
| ３２ | 有機顔料又は合成染料の製造業 |
| ３３ | 合成樹脂製造業 |
| ３４ | 合成ゴム製造業 |
| ３５ | 有機ゴム薬品製造業 |
| ３６ | 合成洗剤製造業 |
| ３７ | 前６号に掲げる事業以外の石油化学工業（第５１号に掲げる事業を除く。） |
| ３８ | 石けん製造業 |
| ３８の２ | 界面活性剤製造業 |
| ３９ | 硬化油製造業 |
| ４０ | 脂肪酸製造業 |
| ４１ | 香料製造業 |
| ４２ | ゼラチン又はにかわの製造業 |
| ４３ | 写真感光材料製造業 |
| ４４ | 天然樹脂製品製造業 |
| ４５ | 木材化学工業 |
| ４６ | 第２８号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 |
| ４７ | 医薬品製造業 |
| ４８ | 火薬製造業 |
| ４９ | 農薬製造業 |
| ５０ | 第２条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業 |
| ５１ | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。） |
| ５１の２ | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業 |
| ５１の３ | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業 |
| ５２ | 皮革製造業 |
| ５３ | ガラス又はガラス製品の製造業 |
| ５４ | セメント製品製造業 |
| ５５ | 生コンクリート製造業 |
| ５６ | 有機質砂かべ材製造業 |
| ５７ | 人造黒鉛電極製造業 |
| ５８ | 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業 |
| ５９ | 砕石業 |
| ６０ | 砂利採取業 |
| ６１ | 鉄鋼業 |
| ６２ | 非鉄金属製造業 |
| ６３ | 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。） |
| ６３の２ | 空きびん卸売業 |
| ６３の３ | 石炭を燃料とする火力発電施設 |
| ６４ | ガス供給業又はコークス製造業 |
| ６４の２ | 水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設 |
| ６５ | 酸又はアルカリによる表面処理施設 |
| ６６ | 電気めっき施設 |
| ６６の２ | エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） |
| ６６の３ | 旅館業 |
| ６６の４ | 共同調理場 |
| ６６の５ | 弁当仕出屋又は弁当製造業 |
| ６６の６ | 飲食店（次号及び第６６号の８に掲げるものを除く。） |
| ６６の７ | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 |
| ６６の８ | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店 |
| ６７ | 洗濯業 |
| ６８ | 写真現像業 |
| ６８の２ | 病院 |
| ６９ | と畜業又は死亡獣畜取扱業 |
| ６９の２ | 中央卸売市場 |
| ６９の３ | 地方卸売市場 |
| ７０ | 廃油処理施設 |
| ７０の２ | 自動車分解整備事業 |
| ７１ | 自動式車両洗浄施設 |
| ７１の２ | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場 |
| ７１の３ | 一般廃棄物処理施設 |
| ７１の４ | 産業廃棄物処理施設 |
| ７１の５ | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 |
| ７１の６ | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 |
| ７２ | し尿処理施設 |
| ７３ | 下水道終末処理施設 |
| ７４ | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。） |

参考２

特定有害物質一覧表

（法第２条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | カドミウム及びその化合物 |
| ２ | 六価クロム化合物 |
| ３ | 2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ） |
| ４ | シアン化合物 |
| ５ | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ） |
| ６ | 四塩化炭素 |
| ７ | 1,2-ジクロロエタン |
| ８ | 1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン） |
| ９ | シス-1,2-ジクロロエチレン |
| １０ | 1,3-ジクロロプロペン（別名D-D） |
| １１ | ジクロロメタン（別名塩化メチレン） |
| １２ | 水銀及びその化合物 |
| １３ | セレン及びその化合物 |
| １４ | テトラクロロエチレン |
| １５ | テトラメチルチウラムジスルフｨド（別名チウラム又はチラム） |
| １６ | 1,1,1-トリクロロエタン |
| １７ | 1,1,2-トリクロロエタン |
| １８ | トリクロロエチレン |
| １９ | 鉛及びその化合物 |
| ２０ | 砒素及びその化合物 |
| ２１ | ふっ素及びその化合物 |
| ２２ | ベンゼン |
| ２３ | ほう素及びその化合物 |
| ２４ | ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ） |
| ２５ | 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）） |

参考３

「ダイオキシン類」一覧表

（ダイオキシン類対策特別措置法第２条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | ポリ塩化ジベンゾフラン |
| ２ | ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン |
| ３ | コプラナ－ポリ塩化ビフェニル |

参考４

「特定施設」一覧表

（ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項関係）※ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 |
| ２ | 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。） |
| ３ | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 |
| ４ | アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 |
| ５ | 廃棄物焼却炉 |

参考５

「特定施設」一覧表

（ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項関係）※ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 |
| ２ | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 |
| ３ | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| ４ | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| ５ | 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| ６ | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄装置 |
| ７ | カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設 |
| ８ | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設 |
| ９ | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設 |
| １０ | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設 |
| １１ | 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15ジヒドロジインドロ[3,2-ｂ・・3’・2’-ｍ]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設 |
| １２ | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 |
| １３ | 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設 |
| １４ | 担体付き触媒（使用済のものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設 |
| １５ | 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの |
| １６ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第１２号の２及び第１３号に掲げる施設 |
| １７ | フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設 |
| １８ | 下水道終末処理施設（第１号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。） |
| １９ | 第１号から第１７号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第１号から第１７号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。） |

参考６

「特定有害物質」一覧表

（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第２条第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | カドミウム及びその化合物 |
| ２ | 銅及びその化合物 |
| ３ | 砒素及びその化合物 |

参考７

「特定有害物質」一覧表

（埼玉県生活環境保全条例第７６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | トランス-1,2-ジクロロエチレン |
| ２ | 塩化ビニルモノマー |
| ３ | 1,4-ジオキサン |
| ４ | 参考２に掲げる物質 |

参考８

汚染の可能性がある土地の端緒として留意すべき土地の現況利用

汚染の可能性がある土地の端緒としては、以下の例のような土地の現況利用があげられる。

不自然な盛土、埋立跡、放置物、焼却施設、油漏れ、臭気、表土の変色、植物の枯死、不自然な窪地、野積みドラム缶、焼却灰の処理跡、排水汚水ピット、人口池、排水溝、地下タンク、危険物貯蔵保管庫等

参考９

第二段階調査において必要な資料の入手・閲覧先

１　住宅地図

文書館、図書館等

２　航空写真

文書館等



